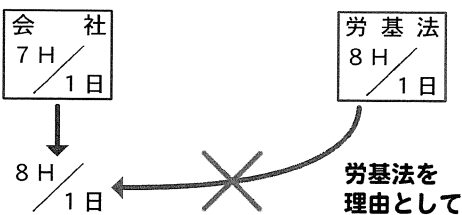


労働条件



社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には本条に抵触しない

男女同一賃金の原則

- 男性一月給制 } 本条違反 → 結果的に男女の賃金と同じ  
 女性一日給制 } になっても当然ダメ!
- 女性を有利に扱うことも禁止
  - 産前産後の休暇又は生理休暇を有給とすることは女性を有利に扱うものとは言えない

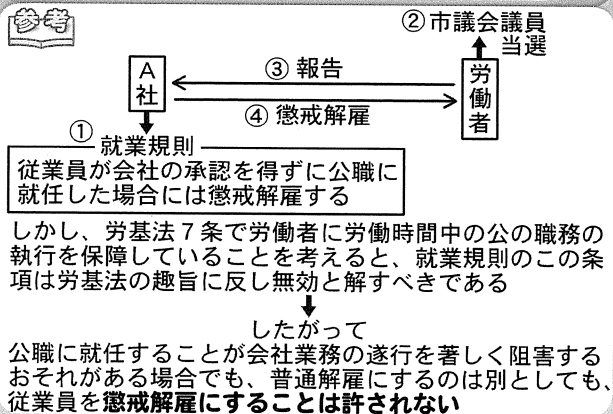
Point

就業規則に賃金について男女差別の規定はあるが現実に行われてはならず、賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定は無効ではあるが本条違反とはならない

過去問 H12・1 - C

就業規則で、労働者が結婚のため退職する場合に女性には男性に比べ2倍の退職手当を支給することが定められているときは、その定めは労働基準法第4条に反し無効であり、行政官庁は使用者にその変更を命ずることができる。→「○」

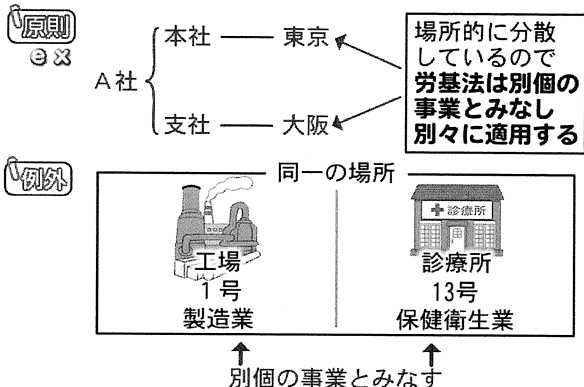
公民権行使の保障



労基法の適用の単位

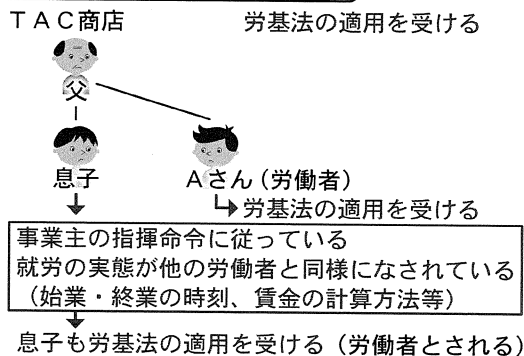
適用の単位

事業の名称又は経営主体等に関係なく、相関連して一体をなす労働の態様によって事業としての適用を決定する



適用除外

同居の親族のみを使用する場合

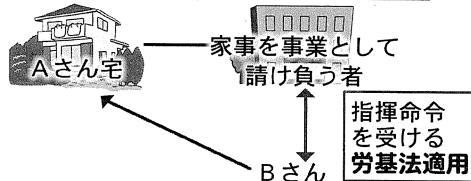


適用除外

家事使用人 ⇒ 適用除外

- ① 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令のもとで家事一般に従事している者は、家事使用人である → 適用除外
- ② 個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令のもとに当該家事を行う者は、家事使用人に該当しない → 労基法適用される

だれの指揮命令を受けているかで判断



労働者・使用者の定義

労働者とは…職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう

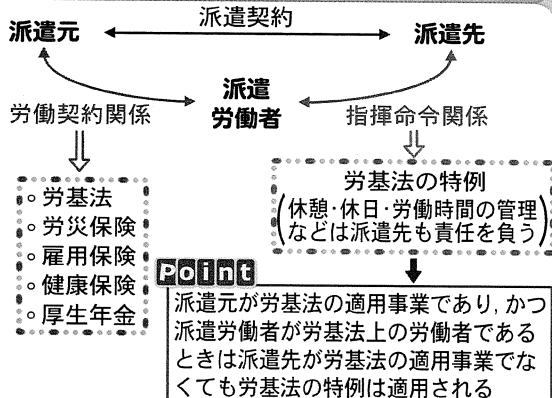
※使用者の指揮命令の下に労働し、その労働の対償として賃金を支払われる者、つまり使用従属関係にある者のことをいう

※1 使用者とは…事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう

労働基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、実質的に一定の権限を与えられている者をいう

※1 事業の経営主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、法人にあっては法人そのものをいう

労働者派遣



**労働契約**

この部分のみ無効 (強行的効力)  
↓  
8<sup>H</sup>/月で契約したことになる (直律的効力)

10<sup>H</sup>/月労働時間

↑この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。↓

**中止命令**

貯蓄金の返還の規定に違反した場合 (遅滞なく返還しない) + 労働者の利益を著しく害する → 中止命令 (労基署長が必要な限度の範囲内で)

**預金の管理状況の報告** 社内預金の場合のみ

R 2 4/1 ~ R 3 3/31 ~ 4/30

年度単位の管理状況

1箇月以内 (4/30まで) に労基署長へ報告

**労働契約**

期間の定めのある労働契約を締結した労働者 ※その期間が1年を超えるものに限る

例 3年

1年

民法628条の規定にかかわらず、労働契約期間の初日から1年を経過した日以後は、使用者に申し出るにより、いつでも退職することができる

○有期事業を除く  
○専門的知識等を有する(勞)  
○満60歳以上の(勞) } 除く (5年契約までOKの者)

**三晃社事件**

① A社 就業規則  
退職後、同業他社に就職したときは退職金を2分の1とする

② A社退職、退職金全額支給

③ 同業他社に就職

④ 退職金額の1/2の返還請求

有効!

退職金が功勞報償的な性格を有することを考えれば合理性のない措置とは言えない

この場合の退職金の定めは制限違反の就職をしたことにより勤務中の功勞の評価が減殺され、その結果退職金の権利が自己都合退職の半額でしか発生しないと解するべきである

したがって 均等待遇、賠償予定の禁止等になんら違反するものではない

**労働者の委託を受けて貯蓄金を管理する場合**

社内預金	通帳保管
任意貯蓄金管理協定 → 届出 (労基署長へ)	
①預金者の範囲 ②預金者1人当たりの預金額の限度 ③預金の利率・利子の計算方法 ④預金の受入れ・払戻しの手続き ⑤預金の保全の方法	〃
貯蓄金管理規程 → 周知 (労働者に)	
〃	①預金先の金融機関名・預金の種類 ②通帳の保管方法 ③預金の出入れの取次方法 等

## 許可・認定・承認・認可等

労基・安衛・労災・雇用・徴収・健保・国年・厚年・常識

許可	
----	--

認定	
----	--

承認	
----	--

認可	
----	--

その他（届出等）

--	--

--	--